次

目

示

告

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出

○農用地利用集積等促進計画の認可

○保安林の指定の解除の予定

○道路の供用開始 (二件) ○道路の区域変更 (二件)

○土地改良区役員の就任の届出

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

告

示

宮

○宮城県告示第六百二十九号

等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。) 第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。 五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第十

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を

提出することができる

令和六年九月二十四日

申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

宮城県知事

村

井

嘉

浩

行

発

3 2 1

代表者の氏名

代表取締役

三宅

幹彦

所在地

亘理郡山元町真庭字南権現一一四

三宅建設株式会社

産業廃棄物処理施設の設置の場所

亘理郡山元町真庭字南権現一一四-一、

一四二;

一一四-三

宮 城 県 (総務部県政情報・文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022 (211) 2267 (毎週火、金曜日発行)

第七条第八号の二)

産業廃棄物処理施設の種類

がれき類等の破砕施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(昭和四十六年政令第三百号)

四

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

(廃棄物対策課

Ŧi.

申請年月日

木くず(石綿含有産業廃棄物、

水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

障害福祉課

(農業振興課)

(森林整備課)

路 課 \equiv

(道

兀

(仙台地方振興事務所)

(道

路

課

四

3

同

六

令和六年八月二十七日

縦覧場所等

縦覧場所

2 縦覧期間 仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所(塩釜保健所岩沼支所

令和六年九月二十四日から令和六年十月二十四日まで(午前八時三十分から午後五

時十五分まで)

七 意見書の提出期限等

提出期限 令和六年十一月七日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所(塩釜保健所岩沼支所

あっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語によ 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人に

り記載すること。

〇宮城県告示第六百三十号

児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十五 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の二十第四項の規定により指定障害

令和六年九月二十四日

の規定により告示する

業 所 番 号

事

所在地事業所の名称及び

福祉サービスの種類廃止する指定障害

宮城県知事

村

井

嘉

浩

設置者名

廃止年月日

〇四五〇七〇〇四九七	〇四五〇七〇〇四八九	〇四五〇七〇〇四二一	〇四五二七〇〇七三五	〇四五〇七〇〇二四〇	〇四五二八〇〇一九六	〇四五〇二一〇二一六	〇四五〇九一七〇六七	〇四五〇八〇〇〇三二		〇四五〇七〇〇五三九	
大和市小山二ー十一 ・る 名取市小山二ー十一	- 名取 市増田 一 - 十三	 十一 名取市増田二 – 一 – 手ルハピ増田教室	藤九朗七番地二 川郡大郷町山崎字 あるくまーる山崎み	名取市塔竹園 -三十二 -三十二	字松原十三番地 ア ひまりの里	一 = 三 石巻市向陽町四丁目 みんなはなまる	スピル二階 五 - 二十一 エクセ エ - 二十一 エクセ	六十九 – 一 六十九 – 一	ックス船岡 A ニアネーリング ス船岡 A ニアイランド アイランド	タ機能型ステーショ の 望名取 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	目二-二十六十二十六十二十六十二十六十二十六十二十六十二十六十二十六十二十二十六十二
ル が課後等デイサ ・	ービス トビス等デイサ	ービス 別職後等デイサ	児童発達支援	児童発達支援	か課後等デイサ	トビス か課後等デイサ	児童発達支援	ル ル 課後等 デイサ	ービス ービス	ル ル 課後等 デイサ に ス	l E Z
株式会社ひよ	株式会社ひよ	た	一般社団法人	名取市	レイユ 対法人アンソ	株式会社はな	リス 会社ポラ	株式会社	株式会社	まごころ ト ト	く え え
三十日三十日	三十日 三十日 年六月	令和六年六月 三十日	令和六年五月 三十一日 月	令和六年四月 三十日	三十一日 三十一日 月	三十一日 三十一日 月	十四日 田六年三月	二十九日 十九日 月	二十九日 二十九日 月	二十一日 十一日 月	= + - E

○四五二四○五一九四	〇四五 一 〇〇三五八	〇四五一一〇〇三四一	○四五一一○○二五九
前四十一世界市田宮でのびっぴ亘理町吉田宮	六 岩沼市館下三 - 二 - と と と と と で で の よ の に の よ の に の よ の に に に に に に に に に に に に に	ー - 九 お お お お お っ か っ か ら ろ っ い っ い っ い っ い っ い っ し っ し っ し っ し っ し	にじいろひよこ園岩 岩沼市たけくま二丁
ル ル 課後等デイサ 児童発達支援・	ル 脱 選 発達 支援・	ービス アイサ	児童発達支援
株式会社ひよ	た よ な お れ す と	た	会がまた。会が表しています。
三十日 令和六年六月	三十日 三六月	三十日 十日 年六月	三十日 令和六年六月

○宮城県告示第六百三十一号

農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、

令和六年九月二十四日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

農用地利用集積等促進計画の概要 別冊のとおり

二 認可年月日

令和六年九月二十四日

○宮城県告示第六百三十二号

解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を

令和六年九月二十四日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

解除予定保安林の所在場所

 $\stackrel{-}{\sim}$ 保安林として指定された目的

白石市福岡蔵本字箱森一三八の三二(次の図に示す部分に限る。)、一三八の五二、一三八の五三

水源の涵養

 \equiv

解除の理由

一般送配電事業用地とするため

いて縦覧に供する。) (「次の図」は、 省略し、その図面を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び白石市役所に備え置

> 変 更 0) 区 間

前変 変更の

(メートル)敷 地の 幅 員

敷

(メートル)敷地の延長

備

考

○宮城県告示第六百三十三号

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

木事務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、令和六年九月二十四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土

同市小松字明神下無番地先まで

後

Α

В

一五 三六・五 五 五 五 二 二 5

六九二・八

東松島市小松字明神下五二番一地先か

前

Α

五 七四 ・~ 一

七四一・九

上記A及び

В

一五三六・五

六九二・八

面に表示する

Bは、関係図

いう。 敷地の区分を

道路の種類

令和六年九月二十四日

宮城県知事 村 井

路線 名 河北桃生線

報

三

道路の区域

	同市三輪田字右近田二〇番一地先まで	石巻市三輪田字中区前東二四番地先か		変更の区間
B &	É A	В	ĬΊ Α	前変 更 後の
八. 三. 八	八 八〇 · · (八 八 八 〇	敷地の幅員
四五元 . ○	四五五・〇いう。		四 五 元 · ○	(メートル)敷地の延長
	いう。	也に表	Bは、関系図上記A及び	備考

○宮城県告示第六百三十四号

変更したので告示する。

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和六年九月二十四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土

令和六年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

道路の種類

線 名 大塩小野停車場線

道路の区域

嘉 浩 ○宮城県告示第六百三十五号

開始するので告示する。 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

その関係図面は、令和六年九月二十四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河原

土木事務所において一般の縦覧に供する。

T
和
_/\
年
九
月
_
+
兀
H

宮城県知事

村

井

嘉

浩

一般国道	種道路 類の
三四九号	路線名
同郡同町耕野字沼七一番一地先まで伊具郡丸森町耕野字沼六一番一地先から	供用開始の区間
令和六年十月一日	供用開始年月日

○宮城県告示第六百三十六号

開始するので告示する。 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和六年九月二十四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土

令和六年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

種道路 類の
路線名
供用開始の区間
供用開始年月日

第538号

○宮城県告示第六百三十七号

員の就任について、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、亘理土地改良区役 次のとおり届出があった。

令和六年九月二十四日

就任した者

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 佐 藤 静 哉

なされなかった者とみなす。

告

公

令和六年九月二 就 任 年 二日 月 \mathbb{H} 呵 氏 部 興 名 喜 Щ 元町真庭字南新田八番地 住 所 理 役職名 事

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、 令和六年九月二十四日 次のとおり一般競争入札に付す

宮城県知事 村 井 嘉 浩

入札に付する事項

- 1 購入物品及び納入予定数量
- 価契約) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、標準、 一千五百トン 十トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分) (単
- 凍結防止剤(液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分)(単価契約)
- 二十六キロリットル
- 購入物品の仕様等入札説明書及び仕様書による。
- 納入期間 契約締結の日から令和七年三月三十一日まで

3 2

- 4 納入場所 宮城県北部土木事務所管内
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であ
- 県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条の規

- 申立てをしていない者であること 定による廃止前の和議法 (大正十一年法律第七十二号) 第十二条第一項の規定による和議開始の
- の決定が確定した場合にあっては、 の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、 一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始 その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを 同法第三十三条第
- 開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす 更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ 従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ
- ずれにも該当しないこと。 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のい

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

- 為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店
- 営に事実上参加していると認められるとき 第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経 による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。) 事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員 又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理
- という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴 を持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」 力団」という。)、暴力団員又は暴力団、 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、 暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わり 自己若しくは第三者の不正な利益を図
- 下 入札に参加しようとする者又はその役員等が、 「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人 暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者 以

又は関与していると認められるとき 資金等を提供し、 又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、

- していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
- (Fi.) 引したり、又は不当に利用していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取
- 8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。
- 9 県出納局契約課管理班(〒九八○−八五七○ 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 二一一一三三三五)へ令和六年十月九日(水)午後五時までに提出すること。 る者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望す 電話〇二二1-

入札書の提出場所等

- 電子調達システム(以下「システム」という。)の利用
- 相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。 の総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における れるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続 認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供さ 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては
- あらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、 入札説明書に定めるところにより
- 2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、 入札説明書の交付場所並び
- に問い合わせ先

〒九八九 - 六一一七 宮城県大崎市古川旭四丁目一番一号

宮城県北部土木事務所経理班(電話〇二二九-九一-〇七六七)

3 郵送による入札説明書の交付期限

て申し出ること。 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和六年十月十五日(火)まで2あ

- 一般競争入札参加資格審查
- 二十四日(木)午後五時までの間に必要書類を作成の上、 システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者 入札説明書に定めるところにより、令和六年十月十八日(金)午前九時から令和六年十月 システムにより提出し、参加資格の

(5)

審査を受けなければならない

- (二) 出し参加資格の審査を受けなければならない。 書に定めるところにより令和六年十月二十四日 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、 (木) 午後五時までに必要書類を作成の上、 入札説明 提
- 開札日までの間において、○又は□において提出された書類に関し説明を求められた場合 これに応じなければならない。
- 入札書の提出期限等
- システムを用いて入札する場合

人札期間 令和六年十一月一日(金)午前九時から令和六年十一月五日(火)午後五時まで

書面により入札書を提出する場合

 (\Box)

- イ 日時 令和六年十一月五日(火)午後五時まで
- 口 場所 2に同じ
- と。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとす 事務所長あてに親展で、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出するこ 札者の法人名等」、「開札日」及び「入札に係る調達物品の名称」を記載し、宮城県北部土木 郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に

提出期限を過ぎて提出された入札書は、

いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和六年十一月六日(水)とし、 開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のと

おりとする。

- 一の1の一の購入物品 午前十時 宮城県北部土木事務所
- 二 一の1の二の購入物品 午前十時三十分 宮城県北部土木事務所

入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

Ŧī. その他

1

四

- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- 2 ると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。 入札保証金 免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあ 財務規則 (昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定によ
- 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による

3

入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

- 入札金額の記載方法
- 入物品にあっては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。□ 入札金額は一の1の□の購入物品にあっては一キログラム当たりの単価を、一の1の□の購
- の百に相当する金額を入札書に記載すること。

 が地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費及
- 切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を
- 者とする。 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札
- 契約書作成の要否 要
- 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)
- Period of Supply: From starting date of contract to March 31, 2025.
- Place of Delivery: Within Northern civil engineering office areas of jurisdiction.

宮

- Deadline for Bid, Tuesday, November 5, 2024, 5:00 p.m.
- Contact Person: Shu Miura, Accounting Group, Northern civil engineering office Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 4-1-1 asahi, furukawa, Osaki, Miyagi, 989-6117 Japan. Tel: 0229-91-0767
- Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only